

第1号様式

(用紙規格 JIS A4)

各戸メーター設置許可申請書

年 月 日

(あて先)

松戸市水道事業管理者

住所
申請人
氏名

下記建築物に各戸メーターを設置したいので許可くださるよう申請します。

記

1. 設 置 場 所
2. 施 設 名 称
3. 設 置 形 態
4. 水道メーター

第2号様式

(用紙規格 JIS A4)

各戸検針及び各戸料金徴収申込書

年 月 日

(あて先)

松戸市水道事業管理者

住所
申込者
氏名

下記建築物について、各戸メーターの検針及び料金の徴収をしてくださるよう申込みます。

記

1. 設 置 場 所
2. 施 設 名 称
3. 設 置 形 態
4. 水道メーター

第3号様式

(用紙規格 JIS A4)

連絡責任者選定 (変更) 届

年 月 日

(あて先)

松戸市水道事業管理者

住所
申込者
氏名

下記のとおり連絡責任者を選定 (変更) したのでお届けします。

記

建築名	
連絡責任者 の氏名	棟 号室 (電話)

年 月 日

(あて先)
松戸市水道事業管理者

住所
申請人
氏名

寄 附 採 納 願

下記施設に設置した物件を市に寄附いたしたいので、採納くださるようお願いいたします。

記

1. 設 置 場 所
2. 施 設 名 称
3. 設 置 形 態
4. 水道メーター
5. 工事費内訳書

受水槽以下装置に設置する水道メーターによる
各戸検針及び各戸料金徴収に関する契約書

松戸市水道事業管理者（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とは、受水槽以下装置に設置する水道メーターによる各戸
検針及び各戸料金徴収に関する要綱第9条の規定により、各戸検針及び各戸料金徴
収に関し、次のとおり契約を締結する。

（料金の徴収方法等）

第1条 甲は、各戸の水道メーター（以下「各戸メーター」という。）を検針し、
その使用者ごとに料金を請求する。

2 料金の徴収方法は、原則として口座振替とする。

3 甲は、親メーター（配水管と受水槽との間に甲が設置するメーターをいう。以
下同じ。）の計量による使用水量と各戸メーターの計量による合計使用水量との
間に生じた水量差に対する料金相当額については、徴収又は還付しない。ただし、
親メーターと各戸メーターとの間に発生した漏水を乙が直ちに修理しなかった
場合又は装置上の欠陥があった場合については、親メーターの使用水量で徴収す
る。

4 料金の算定、徴収方法等については、この契約に定めるもののほか、松戸市水
道事業給水条例（以下「条例」という。）及び松戸市水道事業給水規程（以下「規
程」という。）の定めるところによる。

（故障等に伴う使用水量の認定）

第2条 各戸メーターの故障等により使用者の使用水量が不明になったときは、甲
は、過去の実績を参考に使用水量認定要綱により使用水量を認定する。

（料金等未払のときの措置）

第3条 甲は、甲の請求した料金等の支払いがないときは、条例に定める措置をと
るものとする。

（連絡責任者）

第4条 乙は、次の各号に掲げる事務を処理するため、使用者のうちから連絡責任
者を選定し、甲に届け出なければならない。

（1） 共同使用に係る散水せん等の料金の支払いに関すること。

（2） 使用者から使用開始又は中止の申込を受けたときの甲との連絡に関する
こと。

（3） その他甲との事務の取次ぎに関すること。

（届出の義務）

第5条 乙は、次の各号の一つに該当するときは、直ちに管理者に届け出なければ

ならない。

- (1) 連絡責任者に変更があったとき。
- (2) 消火せんを消火以外に使用するとき。
- (3) 受水槽の清掃をするとき。

(水質の保持)

第6条 乙は、受水槽以下装置の水質保持の義務を負うものとする。

(周知徹底)

第7条 乙は、この契約の内容について、連絡責任者及び使用者に周知徹底しなければならない。

(契約の解除)

第8条 甲は、乙が契約条項に違反し、警告してもなお、それが是正されないときは、当該契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害が生ずることがあっても、甲はその責を負わない。

(補 則)

第9条 この契約に定めのない事項については条例及び規程等の定めるところによる。

この契約の証として本契約書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

年 月 日

甲 松戸市ニツ木 2003 番地の 1

松戸市水道事業管理者

乙 住所

氏名